

JAB PN200:2012 第 5 版 D4 に対する意見提出者

提出者名
社団法人 産業環境管理協会 環境マネジメントシステム審査員評価登録センター (CEAR) 岩谷 様
財団法人 食品産業センター日本食品安全マネジメントシステム評価登録機関 (JFARB) 塩谷 様

JAB PN200:2012 第5版(D4)に対するパブリックコメント及びJAB要員技術委員会対応

	コメント提出者(敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	JAB 要員技術委員会対応 (凡例 :採用、 :修正等、×:不採用)
1	JFARB 塩谷	2.4		T	ISO/TS22003:2007では、引用規格としてISO19011:2002(JIS Q 19011:2003)の版のみを適用している。そのためJFARBではISO/TS22003が改定されるまで2002年版のISO19011(2003年版のJIS Q 19011)を使用する。		回答:本文書では、「付表1」の「要員認証に適用する規格(例)」として、JIS Q 19011(ISO 19011)を記しています。この記載は例示であり、要員認証にどの規格や基準等を適用するかは、各々の認証スキームの内容に拠るものであること、また2.4での同規格の記載は、「付表1」での記載に対応したものではありませんことから、2.4での記載を削除します。
2	CEAR 岩谷	6.3		T	以前よりJABよりメンバーの交代を要請できる理由はJIS Q 19011に記述されている事例しか認められないと説明を受けてきた。本条項のa)及びb)は実際JIS Q 19011:2003の6.2.4と全く同じ記述である。改訂されたJIS Q 19011:2012の5.4.4では「利害抵触又は力量に関する課題が生じた場合」となっており、PN200においてもこれに合わせるべきである。また、JIS Q 19011では例示であり、同様にPN200においても例示にすべきである。	~、次のような課題が生じた場合には、~メンバーの交代を要請できる。 a)利害抵触 b)力量	:この規定は、JIS Q 17011 7.5.4が規定する「認定審査員又は専門家に対する異議を取り扱う方針」として本協会が定めるものです。 また、本協会は認定審査員の力量に問題があると判断する場合、審査チームのメンバーとして選定いたしません。また、もし認証機関が特定の認定審査員による審査に問題があると判断された場合、認定審査アンケートでのご意見や苦情の申立てをいただくことが可能です。審査アンケート結果は適宜、認定審査員の力量維持・向上のため活用しています。苦情については、本協会内の苦情の取扱いの規定に基づき、公平性、客観性を確保した形で判断処置されることとなります。こうした施策を通して解決を図ることとしています。 なお、メンバーの交替の要請の理由を例示にすべきとのご意見、また技術委員会での審議を踏まえ、

注:コメント区分には、必ず「G(全般に関するコメント)」、「T(技術的コメント)」、「E(編集上のコメント)」又は「Q(質問)」の区分をご記入ください。

	コメント提出者(敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	JAB 要員技術委員会対応 (凡例 : 採用、 : 修正等、× : 不採用)
							次のとおり修正します。 『機関は、6.2の通知に対し、指定期限内に本協会に特定のメンバーの交替を要請できる。本協会は、要請に基づき、次に示す正当な理由があると判断した場合には、当該メンバーを交替する。 a)利害の衝突がある場合 b)過去の非倫理的行為』
3	JFARB 塩谷	6.3		T	本条項の a)及び b)は、JIS Q 19011:2003 6.2.4 と同じ記述であった。今回の改定にあたり JIS Q 19011:2012 5.4.4 に記述を合わせるべきである。 また、a)及び b)に相当する部分は、JIS Q 19011 では例として示されており、PN200 においても例示として合わせるべきである。	「次のように示す」→「次のような」 a)利害抵触 b)力量	: 前 2 参照
4	CEAR 岩谷	7.4.1		T Q	立会において「公平性の確保への立会い」とあるが、この立会いは具体的にいかなる場を立ち会うことを指しているのか？ ISO 17024 においては ISO17021 とは異なり「公平性の確保」に関する審議する場の要求事項はなく、複数箇所ある具体的要求事項は「公平性が確保されるように何々をしろ」となっている。 「公平性の確保」については ただ一箇所 10.2.5.2 のマネジメントレビューのインプット情報の 1 つとして挙げ	「公平性の確保」への立会いは、「認証スキームの開発及び維持に関する審議への立会」することで充分であり、「公平性の確保の立会い」は削	: ご意見のとおり、ISO/IEC 17024 の改定版では、認証機関が、公平性の確保や認証スキームの開発・維持に関する会議体をもつことの要求事項はございません。 ただし、要員認証活動における公平性の確保や認証スキームの開発・維持の重要性を踏まえて、これに関する審議が何かしらの各々固有の会議体で行われている場合には、その審議への立会いを規定するものです。もし、認証スキームの開発・維持に関する審議と公平性確保に関する審議が同一の会議体で行われている場合には、その一つの会

注：コメント区分には、必ず「G(全般に関するコメント)」、「T(技術的コメント)」、「E(編集上のコメント)」又は「Q(質問)」の区分をご記入ください。

	コメント提出者(敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	JAB 要員技術委員会対応 (凡例 : 採用、 : 修正等、× : 不採用)
					られており、マネジメントレビューに立ち会うことを意味するのか？仮に認定する機関の中で、要員認証機関だけマネジメントレビューの立会を行うなら、その必要性を明確に示されるべきである。	除すべきである。	議体での審議への立会いを想定しています。 なお、ご意見を踏まえ、次のとおり修正いたします。 「また、認定審査チームは、機関の組織構造に応じ、次の会議体での審議への立会い及び / 又は当該会議体の要員への面談を行うことがある。 a) 公平性の確保に関する会議体 b) 認証スキームの開発・維持に関する会議体」
5	JFARB 塩谷	7.4.1		T	「公平性の確保への立会い」は、17024 でそのような目的の場を要求していない状況下で、具体的にいかなる場への立会いを指すか不明確である。	「公平性の確保への立会い」の目的は、「認証スキームの開発及び維持に関する審議への立会い」で満たされるため、「公平性の確保並びに」を削除する。	: 前 4 参照
6	CEAR 岩谷	7.4.2		T	「～、訓練課程の承認を行う場合には、当該訓練課程への立会いを～」とあるが、この要求事項は元々なく、航空宇宙に限定された要求事項を追加されたものと記憶している。従って、その他の要員認証に対してはオーバースペックである。	「～、訓練課程の承認を行う場合には、当該訓練課程への立会いを～」については、認定範囲から航空宇宙が除かれた以上削除すべきである。	× : ISO/IEC 17024 の改正版では、5.2.1 にて要員認証機関が訓練課程の承認を行う場合を想定した規定があり、必ずしも、要求事項がない旨のご意見には当たりません。

注：コメント区分には、必ず「G(全般に関するコメント)」、「T(技術的コメント)」、「E(編集上のコメント)」又は「Q(質問)」の区分をご記入ください。